

大島町
避難行動要支援者避難支援プラン
(全体計画)

平成 28 年 8 月改訂
東京都大島町

目次

第1章 総則

- 1 避難支援プラン作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 避難支援プラン作成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 避難支援プランの対象者の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 大島町避難行動要支援者登録制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の評価・検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 平常時の対策

- 1 避難行動要支援者情報の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 情報の収集と共有の方法
 - (2) 把握する情報
 - (3) 情報の管理方法
- 2 避難支援等関係者の選出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 個別計画の作成の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 町の推進体制
 - (2) 個別計画の作成
 - (3) 個別計画の共有
 - (4) 個別計画の作成時期
- 4 避難情報等の発令・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 情報伝達ルート
 - (2) 情報伝達手段
 - (3) 避難行動要支援者マップの作成
 - (4) 情報伝達責任者の明確化
- 5 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 自主防災組織
 - (2) 民生委員・児童委員
 - (3) ボランティア
 - (4) 社会福祉関係機関
- 6 避難施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 避難所における避難行動要支援者受入れのための整備
 - (2) 福祉避難所の指定

7	普及啓発等	11
	(1) 地域住民の防災意識の啓発	
	(2) 防災訓練等の実施	
	(3) 避難行動要支援者及びその家族等の防災意識の啓発	
	(4) ハザードマップの活用	

第3章 災害発生時の対応

1	避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認	14
	(1) 避難行動要支援者への避難情報等の伝達	
	(2) 避難行動要支援者の避難誘導と安否確認	
2	避難所における支援	16
	(1) 避難行動要支援者に対する相談業務の実施	
	(2) 避難行動要支援者に配慮した避難所の設置・運営	
	(3) 避難行動要支援者に配慮した物資の供給	
	(4) 避難所での情報伝達	
	(5) 保健福祉サービスの提供	
3	在宅の避難行動要支援者への支援	17
	(1) 情報収集と情報提供	
	(2) 保健福祉サービスの提供	
	(3) 物資の供給	
4	応急仮設住宅への入居	18

【別紙】

(様式第1号)	大島町避難行動要支援者登録制度届出書兼同意書	19
(様式第2号)	大島町避難行動要支援者登録制度内容変更・抹消届出書	21
(様式第3号)	大島町避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書	23

第1章 総則

1 避難支援プラン作成の目的

東日本大震災や阪神大震災をはじめとした大地震や、平成25年10月に発生した伊豆大島土砂災害による甚大な被害を経験した当町では、迅速な避難や救護が必要となるような災害の場合、高齢者や障害者といった、いわゆる避難行動要支援者が、逃げ遅れや避難所などでのストレスにより深刻な被害を受けるケースが少なくない。

このような災害から避難行動要支援者を守るためには、あらかじめ避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

そのためには、災害時の「自助」「共助」及び「公助」のうち「自助」が困難である避難行動要支援者を特定し、その一人一人について、災害時における避難支援等関係者や避難所での必要な支援について定める「避難支援プラン」を作成し、「共助」と「公助」でのカバーを行う必要がある。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害対策基本法に基づき、大島町地域防災計画に位置づけるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」及び都の「災害時要支援者への災害対策推進のための指針」を踏まえ、当町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものである。

これにより「自助」「共助」及び「公助」の役割を確認しながら、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全を確保することを目的とする

【避難行動要支援者の概念】

主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要とする者。

2 避難支援プラン作成の考え方

避難支援プランは、作成の考え方や具体的な推進手法等を定めた「避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）と避難行動要支援者一人一

人の支援プランを定めた「避難支援計画書（個別計画）」（以下、「個別計画」という。）の2つの計画により構成する。

全体計画とは、このプランのことを指し、平常時の支援策と災害発生時の支援策における基本的な方針や対策を定めたものである。

また、個別計画とは、この全体計画に基づいて、避難行動要支援者一人一人の特性に応じて作成したものを指し、災害時において、この個別計画に沿った避難支援を行って避難行動要支援者一人一人の安心・安全を確保することを目的としている。

3 避難支援プランの対象者の考え方

避難支援プランの作成には、その対象となる避難行動要支援者を特定することが前提となる。そこで、避難行動要支援者の概念を踏まえた上で、当町における避難支援プランの対象となる避難行動要支援者は、次の（１）から（５）に掲げる者のうち、災害時の避難等において、避難勧告などの情報入手が困難な者、自力で避難ができない者及び避難に時間を要する者等で、支援する家族がいない、または家族などの支援だけでは避難が困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者とする。

なお、個別計画の策定に当たっては、支援すべき避難行動要支援者の優先度を検討し、災害危険地域など被災のリスクが高い地域や孤立の恐れがある地域の者を重点的・優先的に進めるものとする。

- （１）一人暮らし又は高齢者世帯のうち自ら避難することが困難な者
- （２）介護保険法による要介護度１～５の認定を受けている者
- （３）身体・知的・精神障害者
- （４）在宅治療又は療養等患者
- （５）上記（１）、（２）以外で、民生委員・児童委員、大島町地域包括支援センター及び大島社会福祉協議会等の情報により、町長が災害時に避難支援が必要と判断した者

※なお、対象者のうち、施設に入所している者については、当該施設内での共助によって安全確保等の対応が可能であると考えられるため、対象者から除外する。

4 大島町避難行動要支援者登録制度

次章以降で述べる避難行動要支援者の支援のために必要な避難行動要支援者一人一人の個別計画の作成及びその運用については、その一連の仕組みを「大島町避難行動要支援者登録制度」として十分な周知を行った上で、その趣旨に基づき、当

町において避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者が在住する各地域の実情に応じて、地域の福祉・保健・医療関係者、防災等関係者及び地域住民の代表者等の協力を得ながら、役割分担をして実施するものとする。

5 計画の評価・検証

当町は、計画の運用後、その実施内容及び効果について評価・検証し、実施により得られた知見や課題を精査することにより、実情に合った、より効果的な支援を行うための個別計画の見直しを行い、必要に応じて全体計画の修正・改訂を行う。

第2章 平常時の対策

1 避難行動要支援者情報の把握

(1) 情報の収集と共有の方法

災害時に避難行動要支援者に対する迅速かつ的確な支援を行うためには、平常時において、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握しておくことが不可欠である。また、災害時にこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要であり、福祉及び医療関係団体と協定等を結び、情報の収集に努め、その情報について関係者間で共有するものとする。

避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

この避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事項
- (7) 前号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿は随時更新し、名簿情報を最新状態に保つよう努める。

また、町は、平常時からの避難行動要支援者に対する施策（民生委員・児童委員による見守り対策や相談・支援活動等）との関連性を踏まえた上で、次に掲げるアとイの方式を併用しながら個別計画作成対象者を絞り込み、個別計画の作成に努めるものとする。

その際には、名簿情報を提供することに同意した者の名簿情報を、民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、消防本部及び消防団、警察署その他

の避難支援等関係者に提供する。

ただし、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。（この場合は名簿情報を提供することについて本人の同意は得ない。）

（ア）手上げ方式

町は、広報やホームページ等を利用して、「大島町避難行動要支援者登録制度」を広く周知する。制度の対象者のうち、災害時の避難支援を希望し、平常時から、民生委員・児童委員等避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意する者は、「大島町避難行動要支援者登録制度実施要綱」に基づき、所定の様式により、避難行動要支援者名簿への登載を町長に申し出るものとする。

当該記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

（イ）同意方式

町は、次の方法による避難行動要支援者全体の把握（保有するシステム等で可能な範囲）による文書の送付や、福祉団体などの関係団体、民生委員・児童委員の協力等により、避難行動要支援者名簿への登載を働きかけることで、支援が必要な避難行動要支援者の登録漏れをカバーする。

登録に際しては、民生委員・児童委員、自主防災組織等避難支援等関係者に対する個人情報の開示について、避難行動要支援者から同意を得るものとする。

・高齢者（住民課）

民生委員・児童委員及び関係機関との連携による実態調査等により全体を把握する。

・要介護者（住民課）

要介護認定情報や関係機関等との連携により全体を把握する。

・障害者（福祉けんこう課）

各種障害者手帳の所持及び台帳における情報及び関係機関等との連携により全体を把握する。

（２）把握する情報

避難行動要支援者の支援に当たっては、氏名や住所、家族構成等の基本情報のほか、身体の状態等の要支援要因に加え、それぞれが必要とする支援についても把握する必要があるため、これら避難行動要支援者に関する情報は、大島町避難行動要支援者登録制度届出書兼同意書（様式第1号）（19ページ）により把握する。

この様式については、避難行動要支援者本人が記入し提出することを原則とするが、避難行動要支援者本人の記入・提出が困難な場合には、家族等による記入・提出により、情報を把握する。

なお、避難行動要支援者の名簿登録に関わる事務は、「住民課・福祉けんこう課」（以下、「要配慮者対策班」という。）が行うものとする。

（３）情報の管理方法

町は、収集した情報について、災害発生時の状況での利便性を考慮して電子データ（データベース化）及び紙媒体の双方で登録台帳を作成し管理するものとする。

電子データでの管理については、部外の職員がデータを閲覧することができないよう、データを閲覧・更新する職員をあらかじめ指名し、パスワード等を付与して管理するものとし、パスワード等については、指定された職員以外に漏えいしないよう厳正な管理を行う。また、紙媒体での管理は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出しや部外者の閲覧ができないよう厳重に管理する。

この情報を共有する関係者への提供については、情報の漏えいや改ざん等の危険性を考慮して、紙媒体による提供を行うものとし、個人情報の保護について誓約書の提出等の必要な措置を講じた上、厳重かつ適切な安全管理措置を徹底させる。

なお、避難行動要支援者への的確な支援については、常に最新の情報に基づいた個別計画が必須であることから、個別計画に記載されている情報に更新すべきものが明らかになった場合は、町が随時更新し、更新した場合は、共有者すべてに更新した情報を迅速に提供するものとする。

さらに、本人及び周囲の状況の変化による登録の抹消も含め、個別計画の記載内容に更新すべきものがあるかどうか、個別計画の作成時と同様の手法による記載内容及び情報伝達方法等の確認を定期的実施するものとする。

2 避難支援等関係者・避難支援者

「避難支援等関係者」とは、避難行動要支援者を普段から見守り、災害時には可能な限り情報の伝達、安否確認、避難誘導等の支援に携わる自主防災組織、民生委員・児童委員、消防・警察機関、大島町地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉関係者等をいう。

町は、避難支援等関係者へ制度の周知と協力を働きかけ、地域ボランティア等の協力を得ながら避難行動要支援者に対応する共助を行うための避難支援者の選出を支援する。

「避難支援者」とは、地域の状況をいち早く把握し、助け合うことができる、近隣の顔なじみをいう。

なお、避難支援者の選出に当たっては、避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであって責任を伴うものではないこと、また、避難支援等関係者、避難支援者の不在や被災などにより、避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の安全な避難には、避難行動要支援者のできる範囲での自助が必要不可欠であることについて、避難行動要支援者、避難支援等関係者、避難支援者が十分な理解を得ることとする。

さらに、町は、地域において、避難支援者の年齢層の拡充や避難行動要支援者の支援に関する人材の育成などにより、災害時において支援可能な者の確保を進め、より多くの避難支援者の支援体制の整備に努めるものとする。

3 個別計画の作成の進め方

(1) 町の推進体制

町の庁内における推進体制は、「要配慮者対策班」が行うものとする。

(2) 個別計画の作成

個別計画の作成に当たって、町は、自主防災組織等の実際に避難支援に携わる組織や民生委員・児童委員など地域福祉関係者等と収集した情報を共有し、これら地域での関係者が中心となり、避難行動要支援者本人が日常利用している保健福祉サービス、医療サービス関係者と連携しながら、避難行動要支援者本人から日常の生活状況や、障害、疾病等の状況などについての情報を得て、避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について検討し作成する。

(3) 個別計画の共有

個別計画は、避難行動要支援者本人やその家族、町の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者などの避難行動要支援者本人が同意した者で、情報を共有する。個別計画には、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれていることから、共有する際には、誓約書の提出により守秘義務を確保し、個人情報の保護を徹底するものとする。

なお、個人情報の共有（提供）に当たっては、大島町個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の目的外使用や第三者提供などについて大島町個人情報保護審議会への諮問・承認などの手続きが必要となることに留意する。

(4) 個別計画の作成時期

避難行動要支援者の支援について、個別計画の作成は急務であるが、作成の作業には、情報収集のほか、多くの関係機関や地域住民等の理解と協力が不可欠であることから、個別計画については、それぞれの地域の状況と作成対象者の環境等を踏まえて、順次作成に努めることとする。

4 避難情報等の発令・伝達

避難準備情報、避難勧告・指示等の避難情報については、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月改訂）に基づいて、発令の判断基準を明確化するものとする。

(1) 情報伝達ルート

避難準備情報については、町からの防災行政無線放送を通じて避難行動要支援者及び避難支援等関係者、避難支援者へ情報発信する。また、福祉関係機関・団体のネットワークを活用し、避難行動要支援者及び避難支援等関係者、避難支援者に対し直接電話連絡するなど、確実に情報が伝達される体制を整備するものとする。また、不在時等を考慮し、複数の伝達ルートを定めておくものとする。

(2) 情報伝達手段

町が、「避難準備情報」等の避難に関する情報を発表した場合や、特に災害に関して避難行動要支援者へ伝達すべき情報がある場合には、避難行動要支援者一人一人に情報が確実に伝達されるよう個別計画において伝達者及び方法等を複数定める。

町は、避難行動要支援者への情報伝達者に確実に情報が伝達できるよう、各地域ごとに伝達手段を確保する。

(3) 避難行動要支援者マップの作成

災害時において、避難行動要支援者の所在を視覚的に把握し、迅速・確実な情報伝達や安否確認の一助とするために、必要に応じて自主防災組織や民生委員・児童委員と協力して各地区において避難行動要支援者マップの作成に努めるものとする。

(4) 情報伝達責任者の明確化

避難行動要支援者に対する情報伝達については、情報伝達責任者を設定して要配慮者支援班が行う。

さらに、土砂災害防止法により大島町土砂災害避難計画に規定している避難対象区域の避難行動要支援者に対しては、大雨注意報・警報や土砂災害警戒情報などが発表され、住民の避難行動が必要な状況になると予想される場合、事前に避難等の情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難確保に努めるものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者、避難支援者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

5 関係機関等との連携

(1) 自主防災組織

大島町内に組織される自主防災組織は、地域の防災活動の中核を担っており、個別計画の作成にかかる作業を含め、避難行動要支援者の避難支援には必要不可欠である。そのため、避難支援のための一連のプロセスにおいても、実際の地域での支援についての連携・協力等、緊密に連携しながら作業を進めるよう努めるものとする。

また、その過程において避難行動要支援者に関する個人情報の提供が必要になる場合も考えられるため、個人情報の取扱いやその利用方法等についての理解を深めてもらうために説明会等を開催し協力を仰ぐこととする。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民からの相談や支援活動を通じて、地域の避難行動要支援者のニーズや地域の福祉情報等を把握できる立場にある。このことから、町は避難支援プランの作成において、その活動を通じた情報の収集及び提供について協力を仰ぐこととし、特に個別計画については、個々の避難行動要支援者のニーズの把握や関係機関との必要な連携について、民生委員・児童委員と十分な調整を図りながら作成するものとする。

(3) ボランティア

ボランティアについては、町内の団体や住民である島内ボランティアと被災地となる大島町以外から支援に駆けつける島外ボランティアがある。災害時のボランティア活動については、それぞれのボランティアの特性等を勘案しながら、連携していく必要がある。

町は、島内ボランティアについて、大島社会福祉協議会と協力してその組織化を支援するものとし、支援場所の確保やボランティア団体等との連絡会等の開催に努め、地域と何らかのつながりがあることや町内の状況を把握していることな

どを活かし、島内ボランティアの担う役割分担等について明確化するなど、避難行動要支援者の支援に必要な連携に努めるものとする。

また、島外ボランティアについては、大島社会福祉協議会と連携し、発災時において、島外ボランティアが有する様々な能力等についてのコーディネートなどに協力が得られるよう調整を行う。

(4) 社会福祉関係機関

町は、島内における地域福祉の推進を担う大島社会福祉協議会と連携し、ボランティアの確保などの必要なマンパワーや保有する情報の提供について協力を仰ぐ。

さらに、在宅高齢者の心身の健康の保持や生活の安定のための包括的な支援を提供する総合的な相談窓口として社会福祉法人椿の里内に設置している大島町地域包括支援センターとも緊密に連携し、必要な協力を得る。

また、福祉避難所の確保や避難行動要支援者の移送や受け入れ及び調査・把握についても、大島社会福祉協議会及び社会福祉法人椿の里と事前の協定等により平素から協力体制を構築するものとする。

6 避難施設等の整備

避難行動要支援者の避難所は、二次的な避難所である福祉避難所を優先的に開設するものとする。ただし、障害の程度や医療的ケアの有無等を考慮し、一般避難所でも耐えられると判断される者については、一般避難所に収容するものとする。

(1) 避難所における避難行動要支援者受入れのための整備

大規模な災害が発生した場合には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることとなるため、避難所となる施設について町は、避難行動要支援者に配慮し、できる限りのバリアフリー化に努めるとともに、通信手段の確保等の施設設備の充実に努める。

また、避難所開設後には、避難行動要支援者に配慮した食料や介護用品等福祉用具が必要となるため、それらの物資の備蓄に努めるとともに、医療の必要な避難行動要支援者については、協定を結ぶ大島医療センターに避難させるものとする。

(2) 福祉避難所の指定

福祉避難所とは、一般の避難所での過度な負担や本人の身体状況などの必要性

から、避難行動要支援者のために特別な配慮がなされた二次的な避難所である。

避難行動要支援者が安心して生活できる体制を整備するため、生活相談職員等の確保が比較的容易であることや耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適していることが、その指定要件となる。

この福祉避難所については、これらの要件を備える公的な施設を福祉避難所として指定するものとし、当町では以下の施設を福祉避難所として指定する。

災 害 種 別	施 設 名
地震・津波・火山噴火	大島町けんこうセンター
台風・大雨・土砂災害	開発総合センター2階大集会室

7 普及啓発等

避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、日ごろから地域住民の防災意識を啓発していくことが重要となる。

また、自助・共助・公助の観点に立ち、災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、行政関係機関（公助）や地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者自身やその家族の日ごろの備え（自助）がその基礎となることを十分に周知することが必要である。

このため、町は、地域住民や自主防災組織等と地域において連携・協力しながら、次のような防災意識の啓発に努めることとする。

（1）地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、避難行動要支援者の救出や避難誘導にあたって配慮すべき事項などの防災に関する知識について理解を促進するとともに、協働の考え方から、行政と地域が協力して防災体制を強化・充実することについての普及啓発を図る。

（2）防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者自身の防災意識を高めていくため、町や地域等で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者の視点を入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者自身が参加する訓練・講習会等を実施する。

（3）避難行動要支援者及びその家族等の防災意識の啓発

災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周り

からの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等の日ごろの備えも必要である。また、大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な備えや避難方法、さらに避難所での生活等について、避難行動要支援者本人及びその家族や避難支援者、避難支援等関係者に対し周知することが必要である。

このため、町は、次の事項等について、避難行動要支援者への啓発、地域住民への周知と理解促進に努めるものとする。

①隣近所や地域の各種団体との連携

- ・担当の民生委員・児童委員や自主防災組織の役員等が誰であるか把握しておく。
- ・地域のさまざまな団体と日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくっておく。
- ・町や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておく。

②必要な支援内容の伝達

- ・災害発生時に備え、必要としている支援を周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、カード等に記載するなどして準備しておく。

③避難経路の確認

- ・自宅から避難所までの経路を事前にチェックし、家族や避難支援者とともに実際に歩いてみて、注意すべき場所や障害物等改善を要する点があれば、町や施設の管理者に連絡する。

④非常持ち出し品等の準備

- ・災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入り口付近に備えておく。
- ・特に、薬や医療器具等、個人の状況により特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておくなどの備えが必要となる。

⑤災害に備えた備蓄

ア 飲料水

- ・一人1日3リットルを目安として、1週間分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替える。

イ 食料

- ・電気、ガス、水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な缶詰や保存食等の食料を1週間分備え、保存期間に注意しながら定期的に取り替える。また、食物アレルギー等のある人は専用の食料等についても自己備蓄を心がける。

⑥外出時の備え

・自宅から外出した際に災害にあう場合も考えられる。外出時には周りの環境が大きく異なることから、よりいっそう周囲の人の支援や協力が必要となることが予想される。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザー等それぞれの状態に応じて必要なものを携帯する。

⑦住宅の安全対策

ア 住宅の補強

・地震に対しては、建物の耐震性を確保することが何よりも重要であることから、住宅の耐震診断を受け、その結果により必要があれば耐震改修や耐震補強などを行う。門柱やブロック塀等についても同様に対応する。

イ 住宅の中の安全対策

- ・家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定する。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置をする。
- ・窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておく。
- ・家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておく。

(4) ハザードマップの活用

町は、土砂災害防止法等に基づく土砂災害警戒区域等の指定など、各災害に対応した各種ハザードマップを作成し、その周知が住民になされるよう、各世帯への配布、転入者に対する窓口配布、インターネットの利用による公開等（町ホームページ）を行うものとする。

また、ハザードマップを用いて避難所や避難場所、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努める。特に、避難行動要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、避難支援者、避難支援等関係者と平常時から災害時に避難し介護を必要とする在宅の避難行動要支援者に関する情報を共有し、これらの情報とハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより避難所や避難場所、避難経路の確認を行い、地震・津波や土砂災害、また火山噴火災害等の災害に備えるものとする。

第3章 災害発生時の対応

1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、避難行動要支援者への的確に情報を伝達し、個別計画に基づき、地域による支援や近隣住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導する。また、避難行動要支援者は、避難に比較的長い時間を要することが多いため、安全な避難行動が行われるよう配慮しながら個別計画を運用する。

(1) 避難行動要支援者への避難情報等の伝達

災害が発生し、又は災害の発生する恐れがあり避難を要する場合には、町では防災行政無線放送により、全島、あるいは各地域ごとに、迅速・確実に避難情報等を周知伝達する。

また、災害時には電話の輻そうや電力の寸断等により、電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、広報車等の人的手段による伝達も併用する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導と安否確認

あらかじめ個別計画で定めた避難支援等関係者を中心に、地域住民と協力しながら、避難行動要支援者の避難誘導を行う。

また、安否の確認については、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できるが、より確実なものにするために、避難所において情報を収集し、登録者からの情報や町で保有する所在情報等との照合により、避難した避難行動要支援者を把握し「抜け、落ち、漏れ」をフォローするとともに、一緒に避難してきた住民等からも状況を把握する。

なお、収集した安否情報については、避難行動要支援者本人や家族等の安心や生命、財産の保護等につながるよう、必要に応じて家族等関係者に提供するものとする。

安否情報の収集の結果、安否が確認できない避難行動要支援者については、消防や警察に救助や確認を依頼する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めたときは、同意がない場合でも、消防や警察に情報提供を行う。

避難誘導を実施する際に配慮すべき事項は概ね次のとおりである。

①寝たきりや身体が虚弱な者

・毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、おぶいひもでおぶったり、

複数の人で抱えたり、車椅子や担架を使う等個人の状態に応じた方法をとる。

- ・日ごろから服用している薬を携帯する。

②認知症者

- ・転倒しやすい家具から離れ、頭を守るように支援する。
- ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにする。
- ・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。
- ・不安から異常な行動をしたり、大声を出しても、大騒ぎしたり叱ったりしない。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、ほかの人から離れたところで様子を見るようにする。

③視覚障害者

- ・座布団等で頭を守るように指示するとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導する。
- ・避難支援等関係者のひじの上を視覚障害者につかんでもらい、歩行速度に気をつけながら歩く。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにする。
- ・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障害者に伝える。

④聴覚障害者・言語障害者

- ・手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障害者・言語障害者から依頼があれば、メモ等での情報提供をする。
- ・避難する際、避難支援等関係者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、文字を書くなどの手段により伝える。

⑤肢体不自由者

- ・自力での移動が困難な人の場合には、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下する恐れのない安全な場所へ移動させる。
- ・自力歩行が困難な人には、車椅子やストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣を行う。

⑥内部障害者

- ・ストーマ装具、酸素吸入器等常時使用する医療器具（機器によっては電気が必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く福祉避難所又は大島医療センターに誘導・搬送する。

⑦知的障害者

- ・緊急連絡カード、愛の手帳、笛やブザー、普段から服用している薬等を携帯するように指示し、氏名や連絡先等を縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えを

促す。

- ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。
 - ・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。
 - ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしない。
- 発作がある場合は、速やかにかかりつけの医師等に連絡を取り指示を受ける。

⑧自閉症者

- ・できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導する。

2 避難所における支援

(1) 避難行動要支援者に対する相談業務の実施

要配慮者対策班は、町の避難所配備職員と自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉関係者等の避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の要望等を把握するとともに、避難所の巡回により避難行動要支援者からの相談を受け付ける。

(2) 避難行動要支援者に配慮した避難所の設置・運営

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて必要がある場合、避難行動要支援者のための応急的なバリアフリー設備等を速やかに仮設する。

さらに、避難生活が長期化し、特に体育館等を避難所としている場合などは、避難者の生活の質の向上・確保のため、生活環境の整備を行う。

また、高齢者、障害者や児童等の心身の健康管理や生活リズムの改善のため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア（ASDやPTSDなど）等を必要に応じて実施し、避難行動要支援者の状況に応じて一般の避難所から福祉避難所への移送や医療機関への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめ関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確化しておくこととする。

(3) 避難行動要支援者に配慮した物資の供給

避難所での避難行動要支援者については、その身体状況等によって日常生活に特別な物資等が必要な場合があるため、次の点に留意して、平素からの関係団体との調整等により、その確保に努めるものとする。

①食料については、避難行動要支援者に配慮した柔らかく、温かい食事等を提供するとともに、飲料水の十分な供給にも配慮する。

②オストメイトのストーマ装具など、避難所に訪れたその日から必要不可欠となる日常生活用具のほか、車椅子や介護用ベッド等の福祉用具、オムツ等の衛生用品などについて、関係団体などと連携を図って供給体制を確保する。

③避難所内での需要に対する迅速、確実な物資の供給とその公平な分配を行うため、災害対策本部民生部が必要な物資の管理を行う。

(4) 避難所での情報伝達

避難所における情報は被災者にとって大変重要なものであるため、視覚・聴覚障害者等の情報の取得が困難である者に対して、音声による情報発信や紙による情報の掲示のほか、要約筆記や手話通訳などの人材を配置するなど、多種多様な情報の発信を行い、確実な情報伝達に努める。

(5) 保健福祉サービスの提供

避難所の避難行動要支援者に対しては、避難所においても必要な保健福祉サービスが受けられるよう、平素から関係機関や民間のサービス提供事業者との連携により人員の確保等を行い、必要に応じて福祉施設等への一時入所等の保健福祉サービスを提供する。

3 在宅の避難行動要支援者への支援

自宅等の状況により、避難所への避難を必要とせず自宅等にとどまっている避難行動要支援者についても、被災により日常的に生活が困難になることが予想されるので、必要な物資の供給や保健福祉サービスの提供が可能になるよう努める。

(1) 情報収集と情報提供

在宅の避難行動要支援者については、避難行動要支援者情報を保有する民生委員・児童委員や自主防災組織等の避難支援等関係者と連携し、情報収集及び必要な情報提供を行うよう努める。

(2) 保健福祉サービスの提供

在宅の避難行動要支援者の生活を支えるためには、適切な保健福祉サービスの継続的な提供が欠かせないことから、保健福祉サービス提供事業者等と連携協力し、収集した情報をもとに被災した避難行動要支援者に対して、日常的に提供している保健福祉サービスの提供を行うよう努める。

(3) 物資の供給

収集した情報をもとに現況を把握し、関係団体や都との協力のもと、流通備蓄等の利用により必要な物資をできる限り速やかに供給できるよう努める。

4 応急仮設住宅への入居

避難行動要支援者は、避難所での生活が大きな負担となるため、応急仮設住宅が設置された場合には、倒壊や家屋流出等により住宅が確保できない避難行動要支援者を優先して入居できるよう配慮する。

また、当該仮設住宅については、避難所と同様に避難行動要支援者の生活に配慮した設備等（洋式トイレや段差の解消等）を措置するものとする。

さらに、テレビやラジオ等の情報機器や避難行動要支援者の身体の状態等を鑑み、生活物資の供給や保健福祉サービスの提供にも配慮するものとする。

大島町避難行動要支援者登録制度届出書兼同意書

大島町長 殿

私は、大島町避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録したいので届け出ます。また、私が届け出た以下の事項を大島町が、町関係課、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防本部及び消防団その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対して提供し、情報共有することについて同意します。

年 月 日

避難行動要支援者本人 署名 _____ (印)

(代筆の場合)

住 所 _____ 本人との関係

代筆者 氏 名 _____ (印)

連絡先 _____

住 所	大島町		
ふりがな		性 別	血液型
氏 名		男・女	
生年月日及び年齢	大・昭・平	年 月 日	満 歳
世帯主の名前			
電 話 番 号 ※FAX、携帯電話をお持ちの方は記入して下さい	自宅 04992- -	FAX 04992- -	携帯 - -
登録の理由	<input type="checkbox"/> ①一人暮らし又は高齢者世帯のうち自ら避難することが困者 <input type="checkbox"/> ②介護保険要介護度1～5の認定者 <input type="checkbox"/> ③身体・知的・精神障害者 <input type="checkbox"/> ④在宅治療又は療養等患者 <input type="checkbox"/> ⑤上記①、②以外で、民生委員・児童委員、大島町地域包 援センター及び大島社会福祉協議会等の情報により、町長 災害時に避難支援等が必要と判断した者		

(裏面も記入をお願いします)

【緊急連絡先】 ※緊急時に連絡の取れる親族等がいる場合は記入して下さい。

氏名		登録者との関係		
		生年月日		
住所		電話番号	自宅	
			携帯	
氏名		登録者との関係		
		生年月日		
住所		電話番号	自宅	
			携帯	

【家族構成・同居状況等】	【お住まいの家の構造】	
	木造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造	
	建築年	年
【緊急通報システム】		有 無

【治療中の病気又は障害名】	【治療(障害)内容】

【補装具、医療や介護に必要な器具】		
器具名	メーカー名	取扱店連絡先

【特記事項】 ※身体の不自由な状況や認知症の有無などを記入する。

【避難支援者】 ※避難支援者からの同意を得て記入して下さい。

氏名		登録者との関係		
		生年月日		
住所		電話番号	自宅	
			携帯	
氏名		登録者との関係		
		生年月日		
住所		電話番号	自宅	
			携帯	

【避難した場合、特に注意すべき事】 ※避難に必要な支援内容などを記入する。

	担当 ケアマネージャー	氏名	
		電話番号	
	担当民生委員	氏名	

※避難支援者欄については、事前に避難支援者からの同意を得て記入して下さい。また、避難支援者が見つからない場合は、空欄で提出して下さい。

※避難支援者は可能な限りにおいて避難行動要支援者の支援を行うものであり、この登録により、災害時における支援が必ず約束されるものではありません。日頃から災害に対する十分な備えをお願いします。

大島町避難行動要支援者登録制度内容変更・抹消届出書

大島町長 殿

私は、大島町避難行動要支援者登録制度により登録した情報に変更がありましたので、届け出ます。(変更がある項目を記載して下さい。)

私は、避難行動要支援者名簿から抹消したいので届け出ます。

年 月 日

避難行動要支援者本人 署名 _____ (印)

(代筆の場合)

住 所 _____ 本人との関係

代筆者 氏 名 _____ (印)

連絡先 _____

住 所	大島町		
ふりがな		性 別	血液型
氏 名		男・女	
生年月日及び年齢	大・昭・平	年 月 日	満 歳
世帯主の名前			
電 話 番 号 ※FAX、携帯電話をお持ちの方は記入して下さい	自宅 04992— —	FAX 04992— —	携帯 — —
登録の理由	<input type="checkbox"/> ①一人暮らし又は高齢者世帯のうち自ら避難することが困者 <input type="checkbox"/> ②介護保険要介護度1～5の認定者 <input type="checkbox"/> ③身体・知的・精神障害者 <input type="checkbox"/> ④在宅治療又は療養等患者 <input type="checkbox"/> ⑤上記①、②以外で、民生委員・児童委員、大島町地域包 援センター及び大島社会福祉協議会等の情報により、町長 災害時に避難支援等が必要と判断した者		

(裏面も記入をお願いします)

【緊急連絡先】 ※緊急時に連絡の取れる親族等がいる場合は記入して下さい。

氏名		登録者との関係		
		生年月日		
住所		電話番号	自宅	
			携帯	
氏名		登録者との関係		
		生年月日		
住所		電話番号	自宅	
			携帯	

【家族構成・同居状況等】	【お住まいの家の構造】	
	木造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造	
	建築年	年
【緊急通報システム】		有 無

【治療中の病気又は障害名】	【治療(障害)内容】	
【補装具、医療や介護に必要な器具】		
器具名	メーカー名	取扱店連絡先
【特記事項】 ※身体の不自由な状況や認知症の有無などを記入する。		

【避難支援者】 ※避難支援者からの同意を得て記入して下さい。

氏名		登録者との関係		
		生年月日		
住所		電話番号	自宅	
			携帯	
氏名		登録者との関係		
		生年月日		
住所		電話番号	自宅	
			携帯	

【避難した場合、特に注意すべき事】 ※避難に必要な支援内容などを記入する。

	担当 ケアマネージャー	氏名	
		電話番号	
	担当民生委員	氏名	

※避難支援者欄については、事前に避難支援者からの同意を得て記入して下さい。また、避難支援者が見つからない場合は、空欄で提出して下さい。

※避難支援者は可能な限りにおいて避難行動要支援者の支援を行うものであり、この登録により、災害時における支援が必ず約束されるものではありません。日頃から災害に対する十分な備えをお願いします。

大島町長 殿

代表者住所

代表者氏名

_____ ㊞

機関名称

大島町避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書

大島町避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者名簿を受領いたしました。受領した避難行動要支援者名簿及び記録された情報は、同実施要綱に基づき、避難行動要支援者に対する必要な支援のために利用いたします。

なお、記載された個人情報の取り扱いについては、漏えい等の事故のないよう適切に管理いたします。

また、今後、追加登録、登録内容の変更に伴って、受領する避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書についても同様の扱いといたします。

○平成 28 年 6 月 1 日制定

○平成 28 年 8 月 1 日改定

大島町避難行動要支援者避難支援プラン（全体プラン）

平成 28 年 8 月

編集発行 大島町防災対策室

大島町元町 1-1-14

電 話 04992-2-0035

FAX 04992-2-1371